

議案第60号 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

固定資産評価審査委員会事務局の書記が調書を作成することを定める規定において、引用する条文にずれが生じているため、改正を行うもの。

小松島市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年小松島市条例第166号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(審査申出人の口頭による意見陳述) 第8条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 (口頭審理)	(審査申出人の口頭による意見陳述) 第8条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 (口頭審理)	

第9条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

4 委員会は、関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1) 提出者の住所及び氏名

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならぬ。

7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に關与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

第9条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

4 委員会は、関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1) 提出者の住所及び氏名

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って審査申出人に対して意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならぬ。

7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に關与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
 - (2) 審理の場所及び年月日
 - (3) 出席した関係者の住所及び氏名
 - (4) 審理の要領
 - (5) その他必要な事項
- (実地調査)

第10条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
 - (2) 調査の場所及び年月日
 - (3) 調査の結果
 - (4) その他必要な事項
- (手数料)

第11条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）に定める。

(議事についての調書)

- (1) 事案の表示
 - (2) 審理の場所及び年月日
 - (3) 出席した関係者の住所及び氏名
 - (4) 審理の要領
 - (5) その他必要な事項
- (実地調査)

第10条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
 - (2) 調査の場所及び年月日
 - (3) 調査の結果
 - (4) その他必要な事項
- (手数料)

第11条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）に定める。

(議事についての調書)

第12条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項

第12条 書記は、第8条から第10条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 会議の場所及び年月日
- (3) 会議の要領
- (4) その他必要な事項

改正